

令和2年 6月 1日

保護者様

横浜市立緑が丘中学校
校長 永松 正則

横浜市学校防災計画が「横浜市内に『特別警報』『暴風警報』『大雪警報』『暴風雪警報』及び『降灰予報』による全市一斉の『臨時に休業』の措置を午前6時の段階で発表継続中の場合」と修正されましたので、本校の「風水害等における学校の対応について」も次のように修正させていただきます。今年度も引き続き、子どもたちの安全について、御配慮と御協力をよろしくお願いいたします。

風水害等における学校の対応について

- 1 午前6時の段階で横浜市内(神奈川県全域または神奈川県東部)に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」および「特別警報」「降灰予報」が発令・継続中の場合は、子どもたちの安全確保のため、当日は臨時休業とします。**

※部活動の朝練習がある生徒は、午前6時のテレビ・ラジオのニュースを確認してから、登校してください。安全を優先してください。

- 2 「大雨警報」「洪水警報」の場合は、保護者の方が、その時点で状況を判断していただき、登校させるか否かを決めてください。**

なお、登校させない次の状況の場合は、8時00分～8時20分に学校へ電話連絡をしてください。その際、欠席扱いとは、なりません。

- 登校時刻に、「大雨警報」「洪水警報」が発令されている場合。
- 発令後、午前6時には、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」および「特別警報」「降灰予報」が解除されている場合。

- 3 子どもたちの登校後に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」および「特別警報」「降灰予報」が発令された場合には、学校長が授業の繰り上げや学校留め置き等、適切な措置を講じます。**

◎よくある質問

Q1 「暴風警報」が6：10に解除された場合、8：35の登校時刻に間に合いますが、登校した方がよいですか？

A1 いいえ。あくまでも「臨時休業」の判断は午前6時の段階での判断です。その後、解除されても、「臨時休業」の措置は変わりません。登校途中に危険なことがあることもありますので、登校させないでください。

Q2 「強風注意報」「大雪注意報」が朝の7時に発令されていたら、どうしますか？

A2 「警報」ではありませんので、通常通りの授業日となります。

ただし、状況によっては、保護者の判断で登校を遅らせたり、見合わせることもあるかもしれません。この場合は、原則家事都合での遅刻・欠席扱いとなります。学校に電話をし、連絡をいただくとともに、その状況を御相談ください。

◎お知らせ 【防災情報Eメール】をご利用ください。 (横浜市安全管理局)

登録すると、あなたの携帯電話に防災情報が届きます。横浜市では防災情報Eメールを活用することで、気象情報等をはじめとする防災情報をいち早く携帯電話等で把握できるサービスをしています。

配信される情報

- ①気象情報・注意報 ②河川水位情報 ③地震震度情報 ④津波情報 ⑤天気予報

※受信する情報は選択できます。

携帯電話からの登録方法 携帯電話から次のサイトにアクセスしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/school-bohan/keihou.html>